

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関するルール及び相談窓口のご案内

第1 趣旨

このルールは、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関し、職員が認識すべき事項及び採用面接、説明会、インターンシップその他求職者等と接する機会における基本的な取扱いを定めるものとする。

第2 基本的認識

- 1 職員は、求職者等に対して行われる性的な言動についても、セクシュアルハラスメントとなり得ることを十分認識しなければならない。
- 2 採用、選考、評価、実習の受入れその他機構が有する立場を背景として行われる性的な言動は、求職者等に心理的圧力を与えやすく、求職活動等の環境を害するおそれがあることに留意しなければならない。
- 3 職員は、求職者等に対し、次に掲げるような言動その他相手方に不快感を与える言動を行ってはならない。
 - (1) 性的な内容の発言、冗談、からかい、質問
 - (2) 容姿、年齢、身体的特徴等を殊更に話題にする言動
 - (3) 交際歴、結婚、妊娠、出産その他私生活に関する不必要な質問
 - (4) 食事、交際その他私的な関係を執拗に求める言動
 - (5) その他、相手方の意に反する性的な言動
- 4 職員は、求職者等が性的な言動を拒否し、又は苦情の申出若しくは相談を行ったことを理由として、選考上その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第3 求職活動等への対応に関するルール

- 1 採用面接、説明会、面談、実習指導その他求職者等と接する機会は、原則として、機構が管理する施設、機構が指定するオンライン会議システムその他業務上適切な方法により行うものとする。
- 2 求職者等との連絡は、原則として、機構が指定し、又は通常業務において用いる連絡手段により行うものとし、業務上の必要がない私的な連絡先の交換又は私的なSNS等による連絡は行わないものとする。
- 3 求職者等と一対一で面談等を行う場合には、密室を避ける、時間及び場所を明確にするなど、客観的に適切な環境を確保するよう努めるものとする。やむを得ず機構外の場所で面談等を行う必要がある場合には、あらかじめ監督者に報告するものとする。

- 4 面接等において確認する事項は、業務遂行又は選考上必要な事項に限るものとし、性的な内容の発言若しくは質問又は相手方に不快感を与えるおそれのある言動を行ってはならない。
- 5 求職者等との会食、飲酒その他私的な接触は、業務上真に必要な場合を除き、行わないものとする。業務上必要がある場合であっても、複数人に対応する等、適切な方法によるものとする。

第4 相談への対応等

- 1 求職者等は、ハラスメントの防止等に関する規程第8条第1項に基づき、相談員に対し、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。
- 2 職員は、求職者等から苦情の申出又は相談を受けた場合には、誠実に対応するとともに、必要に応じて相談員に報告しなければならない。
- 3 管理者は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談窓口及び相談方法について、職員に周知するとともに、求職者等に対してもホームページその他適切な方法により周知するものとする。

第5 違反への対応

機構は、職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する行為が確認された場合には、関係規程に基づき適切に対応するものとする。

相談窓口のご案内

機構では、採用面接、説明会、インターンシップその他の求職活動等に関して、職員から性的な言動その他求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに該当し得る言動を受けた場合の相談を受け付けています。

相談したこと、又は相談に係る調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。また、相談内容については、関係者のプライバシーに配慮し、適切に取り扱います。相談方法その他について配慮を希望される場合は、その旨お申し出ください。

必要に応じて、担当者から電話又は面談により対応します。

受付窓口：総務部人事課

相談専用メールアドレス：[naibutosei[at]jil.go.jp] ※[at]を@にご修正ください。

※ 内容に応じて相談員が対応します。